

(ews

編集発行人 パワーアライアンス税理士事務所 税理士 若 杉

〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

# (師走) DECEMBER

日	٠	10	24
月		11	25
火	۰	12	26
水	•	13	27
木	۰	14	28
金	1	15	29
土	2	16	<i>30</i>
	•	1.77	2.1
日	3	17	31
月	<i>3 4</i>	18	•
月	4	18	•
月火	<i>4 5</i>	18 19	•
月火水	4 5 6	18 19 20	•

# 12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税/給与所得者の基礎控除申告 書兼配偶者控除等申告書兼 所得金額調整控除申告書: 保険料控除申告書・住宅借 入金等特別控除申告書の提

今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月11日

国 税/10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月4日 国 税/4月決算法人の中間申告

1月4日

国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月4日

地方税/固定資産税・都市計画税 (第 3期分)の納付

市町村の条例で定める日

務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

## ワンポイント 印紙の消印

収入印紙による印紙税の納付は、課税文書に収入印紙を貼付し て消印します。消印は納税を成立させるほか、収入印紙の再使用 を防止する趣旨もあります。消印は印章又は署名により行い、氏名・ 名称などを表示した日付印、役職名・名称等を表示したゴム印も 認められますが、鉛筆による署名は認められていません。

たで導入・継ば なで導入・継ば ります。 =が見直され、裁量労働制。 ·入・継続をする必要があ新たな要件を満たしたう 0) の導入に を 新 6 年 4 戸 はする 月以 要

双方にとって有益な制度となる全体が制度の趣旨に沿って労使裁量労働制を含む労働時間制度 よう行われたものです。 適 この る 用 調 で把握した実態を踏まえ、 • ・運用実態を正常の見直しは、裁員 査 裁量労働 確 量 制 一労働 実態 把 握 制 調 しの

来務型裁量労E が、今回は両は異労働制」が具労働制」が 者見と

> 型裁量労働制なのうち導入割る **側を取り上ば入割合の多いま** げ専 けてい業 ま務

# 主な改正

は、 行う必要があ 業務型裁 令 全ての 和6 年 4 量 三労働 事 事業場で次の 労働制を実施 ŋ ´ます。 0) 施 降 治措置を 専 門

労働基準監督署に協定屈年4月1日以降も継続し年4月1日以降も継続し を行う必要が ください 0 |督署に協定届 あ ることにご 末 L にご注意 田の届出 つて行う

- とを労使協定に定める。に不利益取り扱いをしなとや、同意をしなかった。 本人同意(※1)を得 一取り扱いをしな なかった場合 で得るこ いこ
- 記 記録を保存し、同意とは 労使協· 同意の撤 とその撤回に関する 定に定める。 回 (※3) すること [の手続き(※2)
- \* 1 入後 専門業務型裁量労働制 眀 0) がなされなかったこ処遇等について十分 ょ り、 由 品な意思 当該 同 能められ 発意が労

\* 2 L 0 0 の申出先となる部署の場合があります。 ず。 間

\* 3 効期間 定労同の働意 6 することとされてい 方法等その 効期間の満了後3年間保存定の有効期間中及び当該有労働者ごとの記録を労使協同意及びその撤回に関する 記録 かにすることが び担 当者、 の保存については、 具体 的 口 必 内 0) 一要です。 容を明るる部署

が下 (=)制の健 措康 健 度 康 を実施します。 正 確保措置とし よる 追 加 事項でして以

①す。 対象とする措 事業場の 対 象 労働 **営者全員** な

1 保 勤 務 間 イン ター バ ル 0 確

労

働

0)

口

数

ハロ することを含めたその取得とまった日数連続して取得年次有給休暇についてま 定 0 労 深 働 夜 制 0) 労働時 次 度 のた日数連続して次有給休暇につ の適時 間 用解 間の を超え 上限 除 は 措置 関 んた場 合

福祉確保措置 ・ます。 **(2)** ホ 応 つ い 心 健 じ 0) 指対 個 産業医等による助言・適切な部署への配置転のいての相談窓口設置を記しいのでは、 四々の対象労働 付 代 付 導 象 労 定

休

H

又

は

特

別

な

暇

題

まえ、 務状況及びその健康状態を踏特に把握した対象労働者の勤 置をそれぞれ1つずつ以上での措置、ホからヌまでの 施することが望ましいとされ、 これらのうち、 等による保健 導又は対象労働者に産 せること 指 **間導を受けさる助言・指る助言・指** 1 からニ 実措ま

が制度改正ている必要が ている必要があります。傍線部協議の上で、次の項目を協定し令和6年4月以降は、労使で三 労使協定事項 協 まし いとされて ハを実施することが よる追 11 ます。 加 事 項

①す。 度 0) 対象とする業

の労働

時

える

置働

者

0)

状

況

働

者

0)

医 間

師 を

0) 超

面

- なす 時 間
- をしな が配 でしないことが対象労働者に の遂行の遂行 具関の 体し、手段 的 段 な使や 指用時
- (5) (4)理 祉 況 ・ の 福 状 0) 処
- 6 者 労 働
- 7 取を 益な意
- (8) 意 0)
- (10)(9)
- のそ記び処祉 対間の録同理確労労回制扱し 年間)保存すること年間)保存することでの有効期間中及びで変施状況、同意及の実施状況、同意及での有効期間中及びの実施状況、同意及での有効期間

象は期 告務 景の間 に門に追 業お加 <sup>ル</sup>加され ・・いて、 対型裁 ま量次 し労の

> & 及び助っ く合併? 查客銀 又の行 ド言 及は合又 ドバイザラの業務に分析及び買収は分析及び買収 に関 で で 収 社 (V) ĺ  $\dot{O}$ わゆる M に関する を X に関する わ 業 務 を事働に

顧

# 正 な 運 用 の

表業及び終業の時刻の決定も含まれるため、使用者から始業又は 終業の時刻のいずれか一方でも 終業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業に関する裁量が過大である場合には、労働者から時間配分の決定に関する裁量が失われたと を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、労働者から時間配分の決定があります。 の決定に関する裁量が失われたと もれることがあります。 を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、専門業務型があります。 い量指終れ業 配 分の 决 来務に該は専門業では、 の決定と の決定と もは、 ま始

わの場合

時る型認定 がも 間 み な 0) は す 生 うる必要ない。

を行い、これ 中分理解させス 一事門業務型 一百及び制度の内 一百及び制度の内 一方では、これ 項者 つ 上司に対 させることが適当です。 の事項につい要な管理者が 用労 次者働 には制 制 者掲 適の い教育る労権 0) 趣

3 うこと。 は的確に ないない。 は的確にこれらの見直しを行失われるおそれがある場合に決定等に関する裁量が事実上の用労働者から時間配分の 定 し、指 労働省トゥ… 垣示を的確に行うこと。 一旦にを選正に設 主裁量労働 期限容

# (=)「みなし 労働 時 間」と処 遇 0

**(2)** 

① 点 は み確 労み以な 下 し

も制制適て労 は働 の度 度用 を考慮 ح 使な 及労 時 の相応の処遇を確保するとなるようにし、適用学を考慮して適切な水準の及びこれに対応する賃金を考慮して適切な水準の及びこれに対応する賃金を考慮して適切な水準のとおりです。 で す る労の金価につし

> 定場にお しょう おなせ れも働 え 定労ば、 な労を で確保するで、適用労の力働者への な時用 者が、間をや い間 す 間を事もとことを事もの一上 b

場における所定労働時間を 定労働時間に一定の時間を えた時間をみなし労働時間を が、相応の処遇を確保して設定する。 一でも明らかに処理できる。 の処遇を確保しないといった。 の処遇を確保しないといった。 できる必要があります。 ことが必要です。 ことが必要です。 にても明らかに処理を確保する必要がありまする必要があります。 ことは、専門業務型裁量がら相当働いた。 は、本籍の表をし労働時間をみなし労働時間を できる必要があります。 労働時間をみなし労働時間をみなし労働時間相当働いたと 宗神門業務型裁量労働 を確保しないといった を確保しないといった を確保しないといった を確保しないといった であることに留意 のスタートは来年4

こ か こ う か ら の る です は 7 く必 定 が出和 7 あ P ŋ 個年は まかの月年 ح がの同末4

3 ---- 12 月号

間

専

門

# 心理的負荷による精神障害の 労災認定基準

精神障害・自殺事案は、平成23年に策 定された「心理的負荷による精神障害の認 定基準について に基づき労災認定が行わ れてきました。近年の社会情勢の変化や労 災請求件数の増加等を踏まえ、令和5年9 月に認定基準が改正されました。

- (1) 業務による心理的負荷評価表(※1)の 見直し
- 具体的出来事「顧客や取引先、施設利 用者等から著しい迷惑行為を受けた (い わゆるカスタマーハラスメント) を追加
- 具体的出来事「感染症等の病気や事故 の危険性が高い業務に従事した | を追加
- ・ 心理的負荷の強度が「強|「中|「弱|と なる具体例を拡充(パワーハラスメント の6類型(※2)すべての具体例の明記等)
  - 実際に発生した業務による出来事 を、同表に示す「具体的出来事」に当

を 行 金

った中小企業・小規)を引き上げ、設備 を引き上げ、

**烷模事業** 

てはめ負荷(ストレス)の強さを評価 したもの。

- ※2 身体的侵害、精神的侵害、人間関 係からの切り離し、過大な要求、過小 な要求、個の侵害という6つの類型。
- (2) 精神障害の悪化の業務起因性が認めら れる範囲の見直し
  - 「改正前」 悪化前おおむね6か月以内に 「特別な出来事」(特に強い心理的負荷 となる出来事)がなければ業務起因性 を認めていない
  - [改正後] 悪化前おおむね6か月以内に 「特別な出来事」がない場合でも、「業 務による強い心理的負荷」により悪化 したときには、悪化した部分について 業務起因性を認める
- (3) 医学意見の収集方法の効率化
  - 「改正前」 専門医3名の合議による意見 収集が必須な事案(例:自殺事案、「強し かどうか不明な事案)
  - 「改正後」 特に困難なものを除き専門医 1名の意見で決定できるよう変更

# 金

# 善助 成金 **の** 拡 賃

金

の 刭

げ

時

最も低い賃 賃 成 <sup>帰</sup>投資等

場

一 令和5年8月末に、判する制度です 者等に、 能 その費用 ょ 賃金引き上げ後の事業場拡大、助成率年8月末に、制度の Ŋ が 行われ 業場 の まし 親模 部を助成 た。 の率区が 50

ハージやリーフェいの詳細は厚生 の助 成 くださ 金支給までの 学生労働省ホまでの流れ、 Ĺ 朩

ょ

手 

ム続

ぺき

っよび『 『の提出不要(看、 『実施していれば、賃金引』。 『3日までに賃金引上げ』 が計 よび事業実施計画 画 は必 要) な

# 各種届書等への個人番号の記入

健康保険法施行規則等の改正(令和5年) 6月1日施行)により、「資格取得届への被 保険者の個人番号等の記載義務を法令上明 確化すること | 等の改正が行われました。

これにより、適用事業所の事業主は、当 該届出に関し、被保険者に対し、個人番号 の提出を求め、又は記載事項に係る事実を 確認することができるものとされました。

「日本年金機構からのお知らせ|(事業主 向けの案内文書)においても、資格取得届 や被扶養者(異動)届などの届出書に個人 番号を記載することや、個人番号による本 人確認ができない場合は「被保険者証の交 付が行えません | 等の注意喚起が行われて います。

なお、資格取得届や被扶養者(異動)届 に記入する被保険者の住所は、個人番号の 記入があるときは、記入を省略できます。 被扶養者の住所については、同居・別居に 関わらず、住民票の住所を記入することと されています。